

24	指定管理鳥獣捕獲等事業費	事業URL <a href="https://www.env.go.jp/nature/choju/reinforce/index.html">https://www.env.go.jp/nature/choju/reinforce/index.html</a>		問合せ先 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 03-5521-8285		
関連する取組	事業実施主体(対象者)	支援対象・内容(ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	令和5年度当初予算(百万円)
鳥獣被害対策・ジビエ利用	都道府県・協議会	ソフト	交付金(補助率1/2、2/3、定額)		1月～2月頃	200

都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）の捕獲等を支援します。

### 1. 事業目的

令和5年度末までにニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成及び豚熱ウイルスの拡散防止を目的とした野生イノシシの捕獲強化に向けて、都道府県等が行うニホンジカ・イノシシの捕獲事業等を交付金により支援する。

### 2. 事業内容

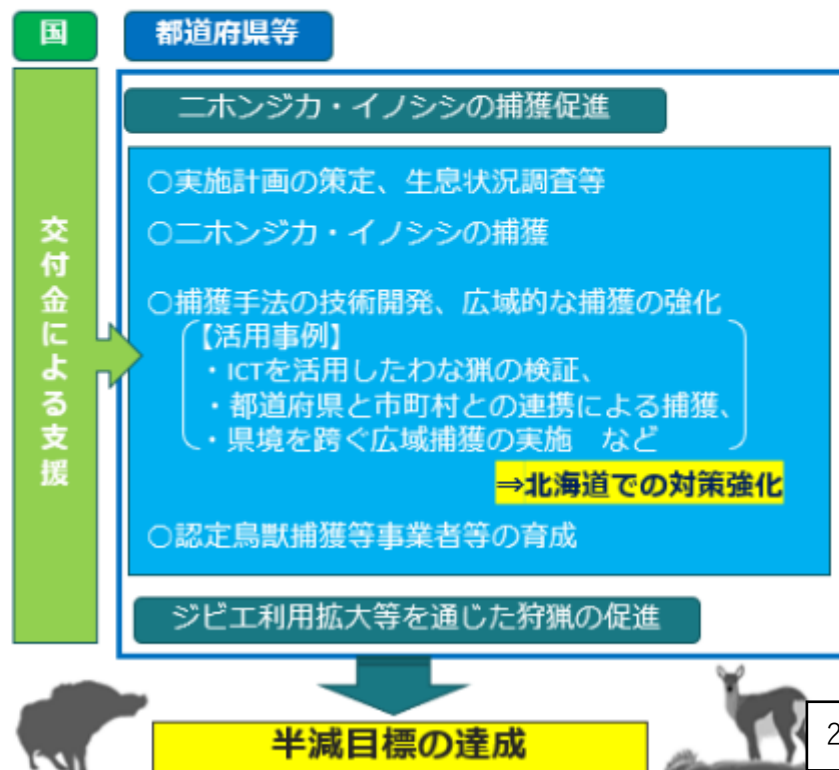
ニホンジカ及びイノシシの半減目標（平成23年度比）の達成及び豚熱ウイルスの拡散防止に向けてなお一層の捕獲を行う必要があることから、都道府県等が行う以下の取組の一部又は全部について、交付金により支援する。

- ①指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画策定、生息状況調査等
- ②指定管理鳥獣の捕獲等（ニホンジカ・イノシシ）
- ③効果的な捕獲の促進（捕獲手法の技術開発・市町村連携による捕獲・広域連携による捕獲）
- ④認定鳥獣捕獲等事業者等の育成（捕獲技術向上のための研修会等）
- ⑤ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成（食肉衛生の講習会等）
- ⑥ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援（捕獲個体の搬入への支援及び捕獲強化のための狩猟捕獲経費補助等）

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率1/2、2/3、定額）
- 交付対象 都道府県、協議会
- 実施期間 平成26年度～令和5年度（予定）

### 4. 事業イメージ



25	国民のデジタルリテラシー向上事業	事業 URL	<a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/01_d/12940001.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/01_d/12940001.htm</a>	問合せ先	文部科学省総合教育政策局地域学習推進課 03-5253-4111	
関連する取組	事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	令和4年度補正予算(百万円)
地域住民の交流の場・学習機会の提供	地方公共団体	ソフト	委託費補助金(定額)	令和5年1月、3月、5月		1300 (百万円)

## 背景・課題

- デジタル田園都市国家構想基本方針を踏まえ、年齢、障害の有無、所得、地域、国籍等にかかわらず、誰もが、いつでも、どこでも、デジタル化の恩恵を享受できることが重要。このため、国民がデジタル技術の必要性を理解し、その活用により生活の利便性を向上させていくことが必要。
- このため、いつでも誰でも希望する国民が気軽に受講できる基礎的・実践的なデジタルリテラシー講座を公民館等の場を活用し、関係省庁の連携・協力により全国に展開する。


## 事業内容

- 公民館等の社会教育施設や学校等の場を活用したデジタル講座を実施する。



### 講座内容 (例)

- ◆ パソコンの基本操作
    - ・電源の入れ方
    - ・文字の入力、マウス操作
    - ・インターネット接続
    - ・メール送信 等
  - ◆ オンラインサービスの仕組み
    - ・各種行政サービス
    - ・ネットショッピング
    - ・災害時など緊急時対応 等
- ※ 高齢者でも活用が進むよう、具体的な場面を想定した講座を実施。

26	中山間地域等直接支払交付金	事業 URL	<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/">https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/</a>		問合せ先	農林水産省 農村振興局 農村政策部 地域振興課 中山間地域・日本型直接支払室 03-3501-8359
----	---------------	--------	---	--	------	---

関連する取組	事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	令和5年度 当初予算(百万円)
農用地等の保全・管理	農業者の組織する団体等	ソフト	定額	～6月		26,100

**趣旨・目的** 農業の生産条件が不利な中山間地域等において、農業生産活動の継続を支援することにより、多面的機能の発揮を図る。

**< 事業の内容 >** **< 事業イメージ >**

**1. 中山間地域等直接支払交付金 25,800 (25,800) 百万円**

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

**【対象地域】** 中山間地域等  
(地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)

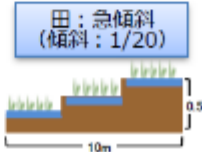
**【対象者】** 集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等  
**【集落協定等に基づく活動】**

- ① 農業生産活動等を継続するための活動 (耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等)
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組 (集落戦略の作成)

**【加算措置】**

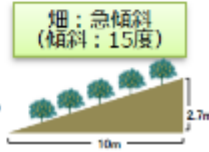
**【主な交付単価】**

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20～)	21,000
	緩傾斜 (1/100～)	8,000
畑	急傾斜 (15度～)	11,500
	緩傾斜 (8度～)	3,500



田：急傾斜 (傾斜：1/20)

21,000円/10a



畑：急傾斜 (傾斜：15度)

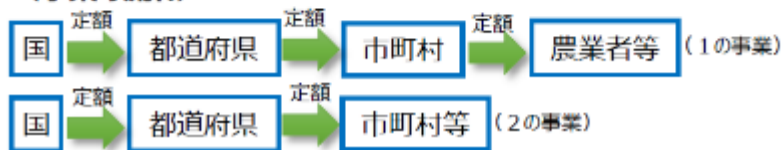
11,500円/10a

「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

加算項目 (取組目標の設定・達成が必要)	10a当たり単価
<b>棚田地域振興活動加算</b>	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等 (田1/20以上、畑15度以上) の保全と地域の振興を支援 (超急傾斜農地管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可)	10,000円 (田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地 (田1/10以上、畑20度以上) (超急傾斜農地管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可)	14,000円 (田・畑)
<b>超急傾斜農地保安全管理加算</b>	6,000円 (田・畑)
超急傾斜農地 (田1/10以上、畑20度以上) の保全や有効活用を支援	
<b>集落協定広域化加算</b> 【上限額：200万円/年】	
広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	
<b>集落機能強化加算</b> 【上限額：200万円/年】	3,000円 (地目にかかわらず)
新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	
<b>生産性向上加算</b> 【上限額：200万円/年】	
農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

**2. 中山間地域等直接支払推進交付金 300 (300) 百万円**  
制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

**< 事業の流れ >**



※ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。